

# 記入例

令和3年1月12日

北茨城市長 様

申請内容について連絡をする  
場合がありますので、  
必ず連絡先を御記入下さい。

住所(所在): 北茨城市磯原町磯原 1234 番地

氏名(名称): 株式会社〇〇〇〇

(代表者氏名): 北茨城市 太郎

業 種 名: 飲食業

連 絡 先: 0293-43-1111



新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産  
に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告

地方税法附則第63条(令和2年12月31日以前は附則第61条)に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。

## 1 事業収入割合について

会計帳簿等を参考に今年と前年の事業収入を御記入下さい。

- ・全ての事業における収入(合計額)を御記入下さい。
- ・比較する月は2月から10月までの連続する3ヵ月です。

令和2年2月1日から同年4月30日 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			平成31年2月1日から同年4月30日 左の期間の前年同期を記載		
2月期	3月期	4月期	2月期	3月期	4月期
200,000円	100,000円	0円	500,000円	800,000円	800,000円
合計: 300,000円 ... ①			合計: 2,100,000円 ... ②		
事業収入割合: 14% ... ③ (① / ② × 100) ※小数点以下切り捨て					

- ③が50%以下(地方税法附則第63条第1項第1号に該当)  
(=事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合 軽減率: 全額)
- ③が51%以上70%以下(地方税法附則第63条第1項第2号に該当)  
(=事業収入が前年同期比で30%以上50%未満減少している場合 軽減率: 1/2)

## 2 特例対象資産について

納税通知書、償却資産申告書等に記載されている氏名コード(7桁)を御記入下さい。

申告の有無	資産	氏名コード(7桁)
○	事業用家屋(別紙のとおり)	0123456
○	償却資産	0123456

- 申告の有無欄は、資産に○をつけてください。
- 償却資産は、令和3年度の償却資産申告書(種類別明細書)に記載の資産を特例対象資産とします。
- 氏名コードは、固定資産税・都市計画税 納税通知書の1枚目に記載されています。

### 3 誓約事項について

以下の（１）から（４）について、事実に相違ないことを誓約します。

- (1) 「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- (2) 申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- (3) (申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、)申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
  - ① その発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。)の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人(租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 12 項に規定する大規模法人)の所有に属している法人
  - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人
- (4) (申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第 10 条第 7 項第 6 号に規定する中小事業者である場合、)申告者は、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下であること。

#### 【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記 1～3 の申告内容について、記載どおりである旨確認しました。			
住所(所在)	北茨城市磯原町〇〇番地	枠内は認定経営革新等 支援機関等が記入します。	事務磯原 所太郎
氏名(名称)	磯原太郎 税理士事務所		
(代表者役職)	代表社員		
(代表者氏名)	磯原 太郎		
認定経営革新等支援機関等			
担当者名	中郷 太郎	電話番号	0293-〇〇-〇〇〇〇
メール	Isoharataro@〇〇.com		

(備考)

1. 用紙の大きさは A5 縦向きです。
2. 本申告において、以下のものは特例を適用することはできません。  
・認定経営革新等支援機関等の確認印が無いもの  
・記載内容に不備があるもの 則第 63 条第 4 項又は第 64 条第 2 項に規定する特例の適用が認められる場合に留意すること。
3. 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
4. 「氏名(名称)」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
5. 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
6. 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
7. 本特例の申告は令和 3 年 2 月 1 日 (月) までに北茨城市長に対して行うこと。